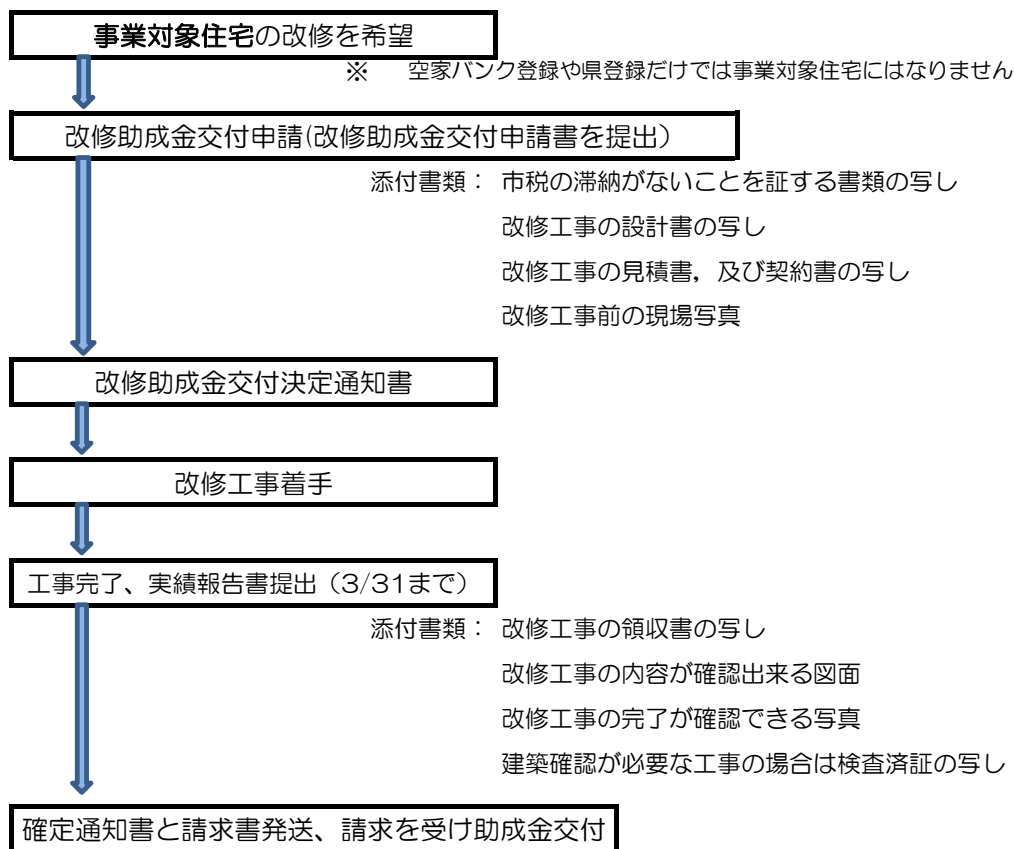


大崎市空家活用定住支援事業助成金交付の流れ（改修助成金）

1 交付概要

- * 交付要件 …
 - ①事業対象住宅であること
 - ②改修工事着手前であること
 - ③所有者等に市税の滞納がないこと
 - ④助成金の交付を受けた日から3年間は事業対象住宅とすること
 - ⑤改修工事は次のいずれかに該当すること
 - ・台所、トイレ、浴室または洗面所の改修(下水接続工事含む)
 - ・屋根、壁、床または天井の改修
 - ・その他別に定める改修
 - ⑥同一物件につき、既に改修助成を受けてないもの
- * 交付対象者 … 所有者等
- * 助成金額 … 改修費用の1/2、または50万円のいずれか低い額

2 交付の流れ



3 重要事項

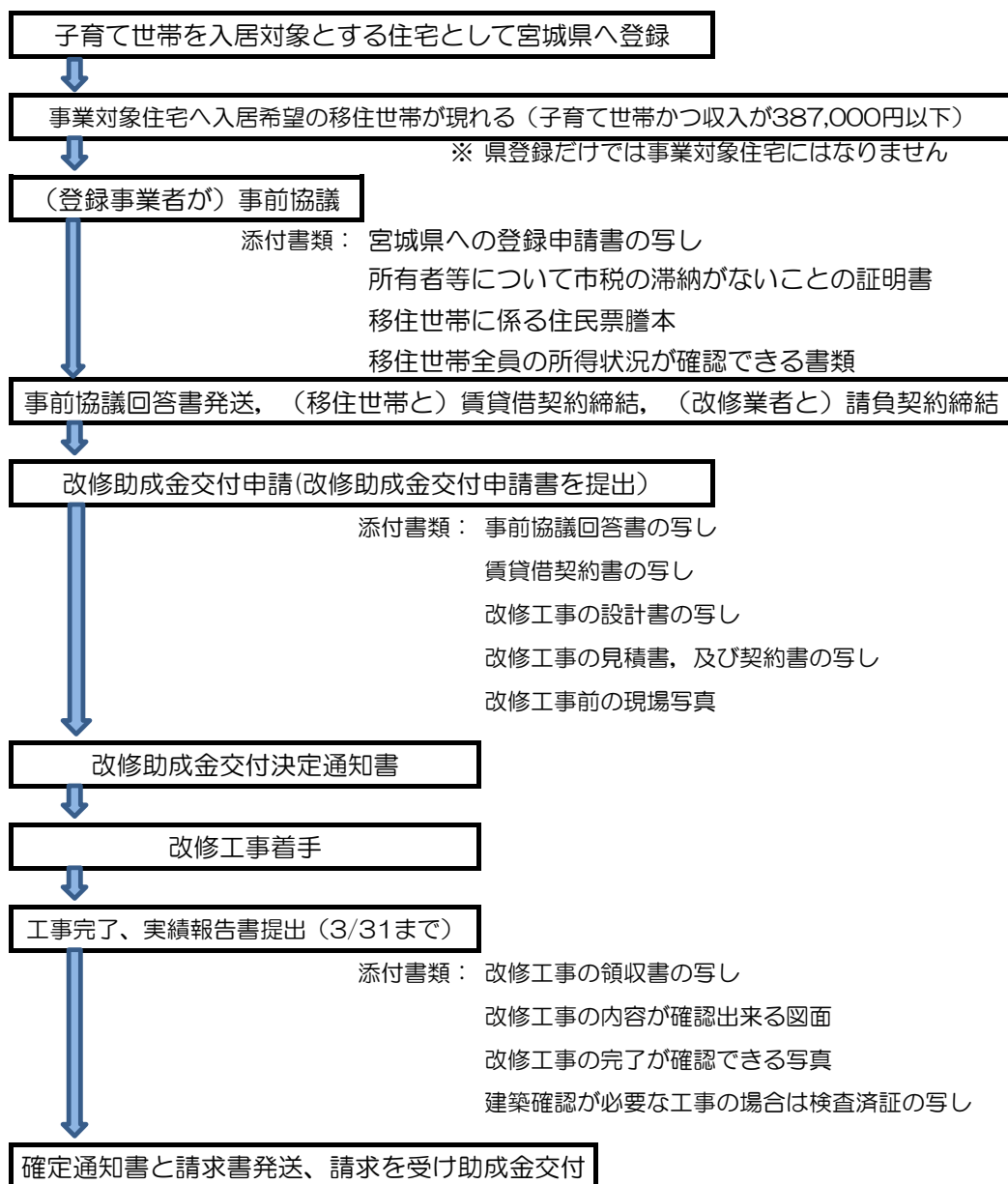
- ・ 改修助成金の交付を受けた所有者等は、その事業対象住宅について毎年4/30までに前年度3/31現在の入居状況について管理状況報告書を提出しなければなりません。
- ・ 要件を満たさなくなった場合は助成金の返還の対象となります。（助成金の交付を受けた日から3年間事業対象住宅として供した場合、または事業対象住宅に1年以上入居した移住世帯に売却した場合を除く）
- ・ 下水道接続工事、耐震補強の工事の場合は賃借人の入居までに工事を完了させてください。

大崎市空家活用定住支援事業助成金交付の流れ（改修助成金・県登録）

1 交付概要

- * 交付要件 …
 - ①賃貸借契約を結んだ**移住世帯**が子育て世帯かつ収入が387,000円以下であること
 - ②改修工事着手前であること
 - ③所有者等に市税等の滞納がないこと
 - ④**助成金の交付を受けた日から10年間は、子育て世帯を入居対象とする県登録住宅**とすること
 - ⑤賃貸借契約書に、不正に入居した際の契約解除について記載されていること
 - ⑥改修工事が次のいずれかに該当すること
 - ・バリアフリー改修工事(外構部分の改修工事を含む)
 - ・耐震改修工事
 - ・間取り変更工事
 - ⑦同一物件につき、既に改修助成を受けてないもの
- * 交付対象者 … 所有者等
- * 助成金額 … 改修費用の2/3、または100万円のいずれか低い額

2 交付の流れ



裏面に重要事項などもありますのでよくお読みください

3 重要事項

- 改修助成金の交付を受けた所有者等は、その事業対象住宅について毎年4/30までに前年度3/31現在の入居状況について管理状況報告書を提出しなければなりません。
- 要件を満たさなくなった場合は助成金の返還の対象となります。
- 下水道接続工事，耐震補強の工事の場合は賃借人の入居までに工事を完了させてください。
- 大崎市木造住宅耐震改修工事等補助金との併用はできません。